

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB検査センター（以下「事業場」という。）に雇用され、検体の受付業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後2時頃、検体を両手で持って、足の位置を変えずに体を右に捻りながら、右足に体重をかけつつ左膝を捻って向きを変えようとしたところ、左膝に痛みを感じたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「左変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、業務中に足を捻ったことにより、本件傷病を発症したとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

当審査会において、請求人が本件傷病を発症したと主張する業務上の行動について、請求人の主張を踏まえ慎重に検討したが、請求人が主張する動作や請求人が日常行っていた作業によって、本件傷病が発症するとは判断できないものである。請求人は、労災医員の診断について疑問である旨を主張するが、当審査会としては、請求人の業務内容と従事期間、傷病の部位と診断名、更には、請求人が主張する発症の経緯等を総合的に検討し、上記の判断に至ったものであることを付言する。

#### 3 以上のおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。